

宇都宮市監査委員告示第14号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成19年10月31日及び同11月14日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月25日

宇都宮市監査委員 川村 壽文

同 山崎 守男

同 南木 清一

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出日

平成19年10月31日及び同年11月14日

3 請求書の要件審査

上記2件の請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成19年11月14日に2件とも受理を決定した。

なお、これら2件の請求は、対象となる財務会計行為が、前者は平成19年度の財団法人宇都宮市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）に対する補助金の支出、後者は平成18年度の連合会に対する補助金の支出という違いはあるものの、いずれの請求も連合会の事務局長の給与相当額の一部の返還を求めており、同様の請求内容であることから、平成19年11月29日に、これら2件の請求を1件の請求として監査することを決定した。

4 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

宇都宮市長は連合会に対し、平成18年度に2,500万円余の補助金を交付し、また、平成19年度に2,700万円余の補助金を交付する予定であるが、

ア 連合会の事務局長は、宇都宮市からあっせんされた市退職者である。しかし、これによって連合会の会員が増えるなどの成果が挙げたわけではないし、連合会の役員には他に市退職者が多数いるから、わざわざあっせんする理由はない。また、再就職先への通知文書を見ると、市の決定を強制する文面であるから、当該あっせんは、実質的には市から連合会への強制である。

イ 宇都宮市退職職員の再就職に関する取扱い基準要綱（以下「要綱」という。）は、定年退職者に対しては、原則として非常勤の嘱託をあっせんする旨を定めており、定年退職者を常勤の職である連合会の事務局長にあっせんするのは、同要綱に違反している。また、連合会からあっせんを要望した文書は存在せず、あっせんを決定した起案書を見ても、人選の経緯が不明である。

ウ 上記の補助金には、常勤の職である事務局長の人件費が含まれているが、連合会の事務は、2人の事務職員で十分に出来ており、事務局長を常勤の職とする必要はない。また、再就職した者には、高齢者雇用促進として、国から所得が補てんされる制度があるから、非常勤の嘱託に対する給与額で十分である。

エ 地方公務員法第28条の4は、再任用の任期を1年以内と定めており、この規定は外郭団体にも準用されると思われるから、事務局長の任期を2年とし、また、A事務局長のみ任期を更に1年間延長して3年としているのは、違法である。

(2) 措置請求

ア 宇都宮市長に対し、平成18年11月から同19年8月までに連合会に交付した補助金のうち、連合会が事務局長に支払った常勤の職に対する給与額と非常勤の嘱託に対する給与額との差額に相当する額を返還させる旨、勧告するよう求める。

イ 宇都宮市長に対し、平成19年9月以降、今年度中に連合会に交付する補助金については、連合会が事務局長に支払った常勤の職に対する給与額と非常勤の嘱託に対する給与額との差額に相当する額を精算時に戻入させる旨、勧告するよう求める。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法第199条の2の規定により監査委員五井洸治夫は除斥となったため、監査手続には加わらなかった。

2 監査対象事項

請求内容から判断し、連合会に対する補助金に含まれる事務局長の人件費として、常勤の職に対する給与相当額を交付することの妥当性を、監査対象事項とした。

なお、本件請求において請求人は、ほかにも上記主張要旨のア、イ及びエに見られるような主張を行っているが、これらの主張については、市の執行機関又は職員の財務会計行為等とは無関係であるから、監査対象事項としなかった。

3 監査対象部局

監査対象部局を保健福祉部高齢福祉課及び行政経営部人事課とした。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成19年11月29日に保健福祉部長、同部次長、高齢福祉課長、同課長補佐、同課福祉サービスグループ係長、行政経営部長、同部次長、人事課長、同課長補佐、同課人事グループ係長、同課給与グループ係長等から陳述の聴取を行った。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年11月30日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、本人の都合により欠席した。

なお、事前に提出された陳述書に、監査結果の公表に際しては請求人に関する個人情報を公開しないことを要望する旨の記載があった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 連合会の概要について

連合会は、昭和39年度に結成され、昭和59年度に財団法人化された。

財団法人化の際に制定された寄附行為によれば、市内の老人クラブの育成指導と連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進して、老人福祉の増進と社会福祉の発展に寄与することを目的として設立された。

同寄附行為によれば、事業内容は、①老人クラブ及び地区連絡協議会の育成指導及び連絡調整、②老人クラブ活動推進のための調査研究及び総合的企画、③老人クラブ活動についての広報活動、④老人福祉向上のための事業並びに⑤その他目的達成のために必要な事業である。

平成18年度当初で 371クラブ（会員 18,282名）が、平成19年度当初で 384クラブ（会員 18,861名）が加入している。

組織は、役員として会長 1名、副会長 4名、専務理事 1名、理事 16名以上 18名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）及び監事 2名を置き、他に事務処理のために事務局を設け、必要な職員を置くこととなっている。

連合会事務局規程第4条は、事務局に事務局長を置き、係に所要の職員を置く旨を定めており、現在は事務局長を含めて 3名の職員を雇用している。事務局長の職務は、「会長の命を受け、連合会の業務を掌理し、所属職員の指揮監督をする。」（同規程第5条）ことである。

また、事務局長を含む職員は、連合会就業規則第2条及び第11条から第13条までに定めた勤務形態によれば常勤の職であり、その給与は、同規則第24条及び連合会事務局職員の給与及び旅費に関する規程において定められている。

(2) 連合会に対する補助金について

ア 補助金交付の趣旨

老人福祉法第13条第2項及び厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号）により、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。

これを受け本市では、連合会の円滑な運営を支援するため、市補助金等交付規則及び市老人クラブ連合会運営費補助金交付要領に基づき、補助金を交付しているものである。

イ 平成18年度に市から連合会へ交付された補助金の交付手続について

(ア) 交付申請及び交付決定

平成18年4月1日、連合会から、宇都宮市長に対して「平成18年度 老人クラブ連合会運営費補助金交付申請書」が提出された。申請額は 25,763,000円であった。

これを受けて、高齢福祉課福祉サービスグループは、当該補助金について申請どおり交付する旨を決定し、同日中に申請者宛て交付決定通知書を交付した（宇都宮市指令高福第2号）。

(イ) 補助金の交付

4月14日から平成19年3月6日にかけて、高齢福祉課福祉サービスグループは、11回に分けて、概算払にて補助金 25,763,000円を連合会に対して交付した。

(ウ) 補助金の精算

3月31日、連合会から精算書が提出された。

精算額は 25,030,902円であり、不用額となった 732,098円を全額、市へ戻入す

ることとしていた。なお、精算書に添付された平成18年度収支計算書によれば、人件費として 20,919,720円を支出していた。

高齢福祉課福祉サービスグループは、これに基づき補助金の精算を行い、不要額 732,098円を戻入させた。

ウ 平成19年度に市から連合会へ交付する補助金の交付手続について

(ア) 交付申請及び交付決定

平成19年4月1日、連合会から、宇都宮市長に対して「平成19年度 老人クラブ連合会運営費補助金交付申請書」が提出された。申請額は 27,073,000円であった。

これを受けて、高齢福祉課福祉サービスグループは、当該補助金について申請どおり交付する旨を決定し、同日中に申請者宛て交付決定通知書を交付した（宇都宮市指令高福第9号）。

(イ) 補助金の交付

4月17日から8月31日にかけて、高齢福祉課福祉サービスグループは、第1期から第5期までの5回に分けて、概算払にて補助金 14,671,000円を連合会に対して交付した。また、第6期から第11期までも同様に概算払にて 12,402,000円を交付することとなっている。

2 監査対象部局の説明

(1) 連合会の事業並びに連合会事務局長の職責及び給与について

連合会の事業は、市内の老人クラブの育成指導や連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進して、老人福祉の増進や社会福祉の発展に寄与するという設立目的を達成するために実施されるものであり、事業の効果は、加入クラブ数や会員数といった数値のみで測るべきものではない。

事務局長の具体的な職務内容としては、

- ・ 連合会事務の統括
- ・ 地区連絡協議会及び単位クラブに対する活動活性化の手法の指導や円滑な運営のための助言
- ・ 監事会及び正副会長会議等の運営
- ・ 連合会役員との各種連絡調整等
- ・ 健康生きがい事業及び運営会議等の企画運営

と多岐にわたるため、常勤の職でなければならない。

請求人は、「クラブ員（個人名は今も宇老連会員であるし匿名希望なので今回は記載しない）にお聞きすると、二人の事務職員で仕事が出来ているとのことをお話くださった。」と主張しているが、これは、裏付けのない、一部会員の発言にすぎない。

事務局長の給与及び手当の額については、本市職員の例を参考にして、連合会就業規則第24条並びに連合会事務局職員の給与及び旅費に関する規程において定められており、正当なものである。

なお、請求人は、再就職した者には、高齢者雇用促進として、国から所得が補てんされる制度があるから、非常勤の嘱託に対する給与額で十分である、と主張しているが、これは、高年齢雇用継続給付を指すものと思われるが、この制度は、雇用保険の

制度であり、公務員に適用されるものではないから、市退職者である連合会事務局長とは無関係である。

(2) 本市退職者のあっせんについて

本市では、外郭団体からの要請に基づき、本市退職者の有する豊かな知識、技能、経験等を活用し、市民生活の向上や地域課題の解決のため、再就職を希望する退職者をあっせんしている。

あっせんにあたっては、要綱の規定を基本にしているが、近年、早期退職制度の導入等により、再就職を希望しない定年前退職者が増加する一方、再就職を希望する定年退職者が増加していることから、的確かつ柔軟に対応してきた。なお、要綱については、近年の本市退職者状況等を考慮し、本年度、勤務形態の区分を廃止する等、改正を行ったところである。

あっせんする退職者の人選にあたっては、再就職希望者の人数や能力、意欲、経験等を勘案して決定している。

なお、請求人は、再就職先への通知文書を見ると、市の決定を強制する文面であるから、当該あっせんは、実質的には市から連合会への強制である、と主張しているが、当該通知文書は、あっせんした退職者の受入れをお願いする文面となっており、当該受入れを強制するものではないから、このような主張は、請求人の主観的な見解にすぎない。

また、請求人は、地方公務員法第28条の4は再任用の任期を1年以内と定めており、この規定は外郭団体にも準用されると思われるから、事務局長の任期を2年とし、また、A事務局長のみ任期を更に1年間延長して3年としているのは、違法である、と主張しているが、地方公務員法第28条の4は、地方公共団体を定年退職した者が同じ地方公共団体の職員として再び採用されること（再任用）について定めたものであり、地方公共団体を定年退職した者が他の職場（民間企業や外郭団体）に就職すること（再就職）について定めたものではない。地方公務員法には再就職については何らの規定も存在せず、したがって当該準用に関する規定も当然に存在しないから、請求人の前記の主張は、誤りである。

3 監査委員の判断

連合会に対する補助金に含まれる事務局長の人件費として、常勤の職に対する給与相当額を交付することの妥当性について検討する。

本市が連合会に交付している補助金は、老人福祉法第13条第2項及び厚生労働省老健局長通知を受け、連合会の円滑な運営を支援するため、市補助金等交付規則及び市老人クラブ連合会運営費補助金交付要領に基づき、交付しているものである。

同補助金は、連合会の事業及び管理に要する費用のうち、単位クラブ会費収入や財団法人栃木県老人クラブ連合会からの補助金収入等では賄い切れない部分を、補てんするものであり、補てんされる費用のうちの管理費には、人件費が含まれている。なお、当該人件費の内訳は、役員報酬、事務局職員3名（事務局長を含む）の給与及び手当等並びに臨時職員の賃金である。

連合会に事務局を設置する以上、会長の命を受け、連合会の業務を掌理し、所属職員

の指揮監督をする者が必要になることから、事務局に事務局長を置くこととしたのは当然であり、合理的な必要性があると認められる。また、当該事務局長の設置については、連合会寄附行為第21条の規定に基づき、連合会事務局規程第4条において明文化されており、何らの違法性・不当性も認められない。

当該事務局長を常勤の職としていることについては、連合会が実施する事業が多岐にわたり、相当の事務量が発生することや、事務局長の職務が単なる起案の決裁や承認にとどまらず、各地区連絡協議会や各单位クラブへの指導及び助言、連合会役員との各種連絡調整並びに各種事業及び会議の企画運営等を含むことを考慮すれば、妥当であると認められる。

事務局長の給与については、連合会就業規則第24条及び連合会事務局職員の給与及び旅費に関する規程において定められており、その金額は、市が当時の要綱第3第3項第1号アの規定に基づき定めた給料表を基準として定められたものであるから、妥当であると認められる。

以上のことから、連合会に対する補助金に、事務局長の人件費として常勤の職に対する給与相当額が含まれていることには、何らの違法性・不当性も認められない。したがって、請求人の地方自治法第2条第14項に反するとの主張は、理由のないものと判断する。

4 結論

以上、宇都宮市長に対し、連合会に対する補助金のうち、事務局長に支払う常勤の職に対する給与額と非常勤の嘱託に対する給与額との差額に相当する額の返還及び戻入を勧告するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

第4 意見

高齢化が進行する中、公務員に限らず退職者が再就職することにより、長年培った知識、技能、経験等を活かして社会に貢献することは、今後ますますその重要性を増すものと思われる。

本市においては、昭和56年に要綱を制定し、その後の状況の変化に応じて数次の改正を経ながら、これに従って市退職者に対して再就職のあっせんを行ってきたところであるが、近年、早期退職制度の導入等により、定年前退職者で再就職あっせんを希望する者が減少し、その結果、要綱の規定と実態との間に乖離が生じる事態となっていた。

このような事態は、本来は速やかに是正されるべきものであったが、当該要綱は、本年9月に実態に適合した内容に改正されたことから、今後は、市民の更なる理解を得られるよう、適切な運用に努められたい。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

宇都宮市職員措置請求書 宇都宮市長に関する措置請求の要旨

平成19年10月31日

宇都宮市監査委員あて

住所 (略)

氏名 (略)

職業 (略)

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求するものである。

請求の趣旨

「地方自治法第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているが、宇都宮市外郭団体の宇都宮市老人クラブ連合会（以下宇老連という）の事務局長幹旋に関しては、この条文に添っておらず不作為・違法である。よって、住民監査請求を行うものである。

請求の理由

宇老連平成19年度事業計画書によれば、宇老連の総収入は 3,465万円であるが、そのうち会長研修会参加負担金収入は 156万円であるが、これは会長（120名）が研修会に参加するための費用であり、この参加のために徴収した費用なので、本来の収入から差し引くべき内容のものであるから、差し引くと、3,309万円となる。宇都宮市からの補助金は、27,073千円で市補助金の比率は約82%になる。即ち、宇老連の運営は、実質的に宇都宮市からの補助金によって行われているのである。次に述べる自治法の不作為・違法であるものがあるので、住民監査請求を行うものである。

A. 地方自治法第2条第14項に違反している理由

市職員を幹旋することにより、宇老連の会員が増えるなどの成果・効果を挙げておらず、最小の費用で最大の効果をあげねばならないに違反している。

また、宇老連の役員の中に、幹旋されている人以外に市退職者も多くおり、わざわざ幹旋する理由が見つからないのである。更に、クラブ員（個人名は今も宇老連会員であるし匿名希望なので今回は記載しない）にお聞きすると、二人の事務職員で仕事が出来ているお話してくださった。

過去の天下り状況・補助金・会員数等は次の表のとおりで、情報公開と質問で得た情報から作成

宇都宮市				宇老連		
氏名	退職	退職理由	部署役職	宇都宮市からの補助金	時期・役職	会員数
A	S63.3	勲奨退職	理財部次長	H11決算 21,589,912円	S63.4 事務局長	H10 22,555人
B	H2.3	勲奨退職	市役所退職	H12決算 23,460,413円	H2.4 事務局長	H11 21,810人
C	H4.3	定年退職	市役所退職	H13決算 24,465,893円	H4.4 事務局長	H12 22,125人
D	H6.3	勲奨退職	用地課長	H14決算 23,604,670円	H6.4 事務局長	H13 21,444人
E	H8.3	定年退職	市役所退職	H15決算 24,727,828円	H8.4 事務局長	H14 20,504人
F	H10.3	定年退職	消防本部次長	H16決算 24,621,614円	H10.4 事務局長	H15 19,794人
G	H12.3	勲奨退職	高齢福祉課長	H17決算 24,553,007円	H12.4 事務局長	H16 18,998人
H	H14.3	定年退職	市西消防署長	H18決算 25,763,000円	H14.4 事務局長	H17 18,790人
I	H16.3	定年退職	市民生活部長	H19見込 25,736,000円	H16.4 事務局長	H18 18,282人

外郭団体から斡旋要請を受け、検討した結果、誰々を斡旋するのが適しているとなった経緯の関係書類が不作成である。不作成に関しては、添付情報不存在決定通知書をご覧ください。宇老連の場合は、2年間隔（Iのみ3年）で斡旋が行われていて、斡旋場所として利用されていると考える。宇老連の役員・会員の中に、斡旋されている人以外に市退職者も多くおられ、また、団体役員もした人も多く居られる。わざわざ斡旋する理由が見あたらないのである。優秀な市職員を斡旋したから成果（クラブ数並びに会員増がなく減少している）が上がっていると言えない。斡旋した理由が見当たりません。検討された上での斡旋であると考えられないものである。不作為であり違法なものである。

更に、添付起案書「再就職のあつ旋について（平成18年度定年退職者）を見ると、「再就職の意向を示した職員について、別紙の通り、再就職のあつ旋を行ってよろしか伺います。」と書かれていますが、別紙とは、所属、職種名、補職名、再就職斡旋と再就職職位が書かれている一覧表が添付されているのみで、斡旋要請理由、斡旋する理由などが書かれておらず、何故、斡旋するにいたったかの経緯が全く不明であり、事務のやり方は違法であると言わざるを得ません。

斡旋先に対しては、「このたび、本市を退職する職員を下記のとおり貴団体に斡旋することといたしましたので、よろしくお願いたします。」と書かれていて、市が決めたのでよろしくと書かれているのである。

市が決めたので従うことを強制している文面であり、大変問題ある書き方である。即ち、補助金を出し、それで運営されているのだから、当然のこととしている意識が読み取れるのである。以上のことから、地方自治法の最小の費用で最大の効果を挙げようしなければならないの規定に沿った仕事を行っていないので地方自治法に違反している。

B. 地方公務員法の定年退職者の再任用の規定にも違反していると言える。

（定年退職者等の再任用 第28条の4）

任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第28条の2第1項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に

採用することができる。

以上の規定がなされている。即ち、1年を超えないと規定されているにもかかわらず、2年の常勤となっているのである。第28条の4は、再任用の規定であるが、外郭団体についても準用されるものであると考える。2年の常勤が適切との検討がなされていないので地方公務員法に沿った仕事を行っておらず違法である。

C. 「宇都宮市退職職員の再就職に関する取扱い基準要綱」では、定年退職者に対しては、原則として、当該団体の非常勤の嘱託と規定されており、この原則に違反する。

情報公開で外郭団体から、幹旋要望と幹旋に至った経緯の文書などの開示を求めたが、不作成として、開示されなかった。この事実を示す情報不存在決定通知書を添付する。原則が守られず、非常勤嘱託でなく、何故に2年間の常勤とするとの検討がなされていないと言われて仕方ないものである。私は、不作成ということは、常勤でなければならないとの検討が行われていないと考える。

宇老連事務局長及び非常勤嘱託の給料額の検討

宇老連事務局長の給与は如何ほどか、個人情報に触れるとして公開されないので、私が次の条件で試算する。

月額給料	252,000 (部長職9級)
配偶者扶養手当	13,000
通勤手当	4,500 (8km自動車通勤)
住宅手当	4,000 (持ち家)
管理職手当	37,890
福祉厚生費	53,000 (社会保険年金互助会費など)
期末勤勉手当	590,960

4-8月の期間、事務局長関連で支払った合計金額は約 241万円となる。

非常勤の嘱託の給料

市職員の定年後再雇用、事務局長の職種と比較できる非常勤嘱託が難しいが、公民館館長の給与をお聞きしたことがあり、月額 70,000円 (税込み額で実際の支給額は 63,000円) でその他一切の手当 (通勤手当、期末手当など) はないのである。

公民館館長の職責職務は、公民館全体の責任を負い、事務の判断指揮も行っているのである。宇老連事務局長の場合は、宇老連のクラブ員の話では二人の事務職員で十分出来ているとの主旨のお話されている。

このことを勘案すると宇老連事務局長以上の職責及び職務を担っている公民館館長の給料と同額としても高くこそあれ低くないものとする。

定年退職し働いた場合の給料は、高齢者雇用促進として、国より所得の補填制度があるので、共済年金報酬比例金額と国からの補填と非常勤嘱託給料を合算すれば、定年前の給与相当に至らないとしても、不当に低い金額でないとする。民間では、このような考え方で定年後の給与は

決められているのである。

求める是正措置

平成19年4 - 8月に宇老連に交付した補助金のうち常勤給与総額と非常勤嘱託給与の差額に相当する額を宇老連が宇都宮市に返還するよう宇都宮市市長が手続を行うこと、及びこれから交付する補助金については、精算時に当該差額に相当する額を戻入させることを請求するものである。

添付資料（略）

（個人名は、個人情報保護の観点からA、B、C～で表示しています。）

宇都宮市職員措置請求書
宇都宮市長に関する措置請求の要旨

平成19年11月14日

宇都宮市監査委員あて

住所（略）
氏名（略）
職業（略）

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求するものである。

請求の趣旨

「地方自治法第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていますが、宇都宮市老人クラブ連合会の事務局長幹旋に関しては、この条文に添っておらず不作為・違法と考えます。

宇老連の運営は、宇都宮市から補助金でまかなわれていると言って過言ではありません。平成18年度の収支予算書によれば、宇都宮市補助金は 2,576万円で、総収入に占める割合は、78%であります。補助金が次の述べる理由により適正に支給されていないと考えるので、是正を求めるものであります。

請求の理由

A. 地方自治法第2条第14項に違反していると考え理由

市職員を幹旋することにより、宇老連の会員が増えるなどの成果をあげていないこと。宇老連の役員の中に、幹旋されている人以外に市退職者も多くおり、わざわざ幹旋する理由が見つからないのであります。更に、クラブ員（個人名は今も宇老連会員であるし匿名希望なので今回は記載しない）にお聞きすると、二人の事務職員で仕事が出来ているとのことをお話くださった。

過去の天下り状況・補助金・会員数等は次の表のとおりで、情報公開と質問で得た情報から作成

宇都宮市					宇老連	
氏名	退職	退職理由	部署役職	宇都宮市からの補助金	時期・役職	会員数
A	S63.3	勸奨退職	理財部次長	H11決算 21,589,912円	S63.4 事務局長	H10 22,555人
B	H2.3	勸奨退職	市役所退職	H12決算 23,460,413円	H2.4 事務局長	H11 21,810人
C	H4.3	定年退職	市役所退職	H13決算 24,465,893円	H4.4 事務局長	H12 22,125人
D	H6.3	勸奨退職	用地課長	H14決算 23,604,670円	H6.4 事務局長	H13 21,444人
E	H8.3	定年退職	市役所退職	H15決算 24,727,828円	H8.4 事務局長	H14 20,504人
F	H10.3	定年退職	消防本部次長	H16決算 24,621,614円	H10.4 事務局長	H15 19,794人
G	H12.3	勸奨退職	高齢福祉課長	H17決算 24,553,007円	H12.4 事務局長	H16 18,998人
H	H14.3	定年退職	市西消防署長	H18決算 25,763,000円	H14.4 事務局長	H17 18,790人
I	H16.3	定年退職	市民生活部長	H19見込 25,736,000円	H16.4 事務局長	H18 18,282人

I氏については、従来の2年間隔から、更に、1年間の延長が行われている。が、会員数が増えるなどの成果がなく、減少しているのであります。

I氏の1年間の常勤勤務延長に関する検討資料を情報公開で求めると不作成・未取得との情報不存在決定通知書でありました。

どうしてもI氏の1年間の勤続延期しなければならないとの検討がなされていないものと考えます。宇老連の役員・会員の中に、斡旋されている人以外に市退職者も多くおられ、また、団体役員もした人も多く居られます。わざわざ延期する理由が見あたらないのであります。優秀な市職員を斡旋したからこのように成果が上がっていると言えないので、斡旋した理由が見当たりません。検討された上での延期であるとは感じられません。即ち、不作為・違法なものであります。

A. 地方公務員法に違反しているのではないか。

(定年退職者等の再任用 第28条の4)

任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第28条の2第1項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

以上の規定がなされています。即ち、1年を超えないと規定されているにもかかわらず、2年間の常勤、更なる1年間の継続が行われています。どうしてもI氏の継続が必要との検討の上行われたものと言えないので、第28条の4に違反しています。

この規定は、外郭団体についても準用されるものと考えます。

B. 「宇都宮市退職職員の再就職に関する取扱い基準要綱」では、定年退職者に対しては、原則として、当該団体の非常勤の嘱託と規定されており、この原則に違反します。

I氏の場合は、2年間の常勤の上、更に、1年間の常勤であります。何故、1年間の延期をしなければならないのかの検討・資料が全くないということは、業務怠慢と言わざるを得ません。更なる延期を行う場合は、大切な市民からの税金を使うのであるから、十二分に検討し他の手段がないから、1年間の常勤勤務とするとしなければならない。この検討協議が行われずに1年間の常勤を続けることを可能にする補助金支給はあり得ないことであります。

宇老連事務局長及び非常勤嘱託の給料額の検討

宇老連事務局長の給与は如何ほどか、個人情報に触れるとして公開されませんが、私が次の条件で試算すると、

月額給料	252,000 (部長職9級)
配偶者扶養手当	13,000
通勤手当	4,500 (8km自動車通勤)
住宅手当	4,000 (持ち家)
管理職手当	37,890

福祉厚生費	53,000 (社会保険年金互助会費など)
期末勤勉手当	590,960

非常勤の嘱託の給料

市職員の定年後再雇用、事務局長の職種が私には思いつかないので、昔の公民館館長の給与をお聞きしたことがあり、月額 70,000円（税込み額で実際の支給額は 63,000円）でその他一切の手当（通勤手当、期末手当など）はないのであります。

公民館館長の職責職務は、公民館全体の責任を負い、事務の判断指揮も行っているのであります。宇老連事務局長の場合は、宇老連のクラブ員の話では二人の事務職員で十分出来ているとの主旨を話されているのであります。

このことを勘案すると宇老連事務局長以上の職責及び職務をになっている公民館館長の給料と同額としても高くこそあれ低くないものと考えます。

宇老連事務局長の給料を試算しましたが、この金額とあまり大きくはずれてはいないと思います。

定年退職し働いた場合の給料は、高齢者雇用促進として国より所得の補填制度があります。共済年金満額（I氏の場合は60歳から支給された）と国からの補填と非常勤嘱託給料を合算すれば、定年前の給与相当に至らないとしても、不当に低い金額でないと考えます。民間では、このような考え方で定年後の給与は決められているのであります。

求める是正措置

平成18年11月30日から平成19年3月6日に宇老連に交付した補助金のうち、常勤給与金額と非常勤嘱託給与の差額に相当する額を宇老連が宇都宮市に返還するよう宇都宮市市長が手続きを行うことを請求するものであります。

添付資料（略）